

農地の貸借の流れ①

公社(機構)に農地を貸す場合の流れ

公社(機構)から
所有者への借受けの申込

所有者から
「農地を貸したい」という申出

農地を貸したい人は
どうするの？

公社(機構)が貸付希望者リストを作成

①公社(機構)又は市町村等
の相談窓口で連絡します。

公社(機構)又は市町村と所有者との交渉(期間、賃料など)
⇒貸借の契約締結

②公社(機構)又は委託を受
けた市町村等と期間、賃料等
の諸条件を相談し、契約しま
す(公社(機構)に貸借に係る
権利が移動)。

公社(機構)が農地中間管理権を取得

③受け手が、まとまりのある
形で利用できるよう、必要に
応じて公社(機構)等が条件
整備を実施します。

条件整備は
必要に応じて実施



公社(機構)による
条件整備実施農地の特定

公社(機構)による
条件整備の実施

従来の国、県、市町
村等による基盤整備
事業も実施